

郵便約款の変更の認可
〔心身障害者用低料第三種郵便の
取扱方法の変更〕

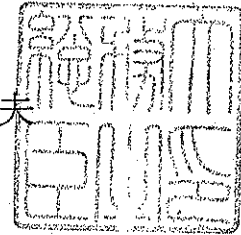
(総務大臣諮問第 1011 号)



諮問第1011号
平成21年3月2日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温殿

総務大臣 鳩山 邦夫



諮問書

郵便事業株式会社代表取締役会長北村憲雄から、平成21年2月20日付け郵郵事第136号で、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、同条第2項各号の規定に適合したものと認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、同法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

審査基準	審査結果	理由
<p>【施行規則第 26 条】</p> <p>会社は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） 二 実施予定期日 三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 	適	<p>郵便事業株式会社から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。</p>
<p>【法第 68 条第 2 項第 1 号】</p> <p>1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>		
<p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p>	適	<p>変更申請の内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引受支店において必要と認めるとき（同時に一定通数以上差し出す場合等）は、引受けの際、発行団体に対し有料発売条件具備等を確認できる資料の提出を義務付ける等であるもの ○第三種郵便物の広告掲載量制限（刊行物の印刷部分の 5 割以下）の対象に封筒等の外装も含めるもの <p>であり、第三種郵便物の承認に関する事項が適正かつ明確に定められていることから、適当であると認められる。</p>
<p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p>	適	<p>郵便物の引受けの際に、必要に応じ、第三種郵便物の承認を受けた刊行物を発行している団体（差出人）に対して、当該郵便物が承認条件を具備していることを確認できる資料の提出を義務付けるものであり、郵便物の引受けに関する事項が適正かつ明確に定められていることから、適当であると認められる。</p> <p>郵便物の引受け以外は、従前と同様の取扱いであり変更はない。</p>

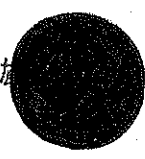
	ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。
	ニ その他会社の責任に関する事項	— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。
	【法第 68 条第 2 項第 2 号】 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。

郵 郵 事 第 1 3 6 号
平成 2 1 年 2 月 2 0 日

総務大臣
鳩山 邦夫 様

郵便事業株式会社
代表取締役会長

北村 憲雄



郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和 2 2 年法律第 1 6 5 号）第 6 8 条第 1 項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
平成 2 1 年 6 月 1 日
- 3 変更を必要とする理由
第三種郵便物の適正な利用を確保するため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(第三種郵便物の差出方法の特例)</p> <p>第31条 定期刊行物を内容とする郵便物を第三種郵便物として同時に当社が別に定める通数以上差し出すとする者は、その郵便物を次に定めるところにより差し出していただきます。</p> <p>(1) 郵便物の配達事務を取り扱う事業所（その事業所に併設する郵便局等を含みます。）又は当社が別に定める事業所（同時に差し出すとする郵便物が当社が別に定める通数以上の場合は、発行の都度定期刊行物を提出する事業所（以下「定期刊行物提出店」といいます。）又はその事業所に併設する事業所に限ります。）に差し出すこと。</p> <p>(2) 料金別納、料金後納又は料金計器別納とすること。</p> <p>(3) (1)の事業所が指定するところにより、郵便区番号ごとに分けて差し出すこと。</p> <p>2 前項の規定により第三種郵便物として差し出すとする定期刊行物がその号外又は増刊であるときは、見本としてその定期刊行物1部を添えて差し出していただきます。ただし、その定期刊行物を内容とする第三種郵便物を差し出すとする事業所が定期刊行物提出店であるときは、この限りではありません。</p> <p>3 定期刊行物を内容とする郵便物を第三種郵便物として同時に第1項(1)に規定する通数以上差し出すとする場合において、当社が別に定める方法により差し出すときは、その郵便物を、同項(1)の事業所であって定期刊行物提出店（その事業所に併設する事業所を含みます。）以外のものに差し出すことができず、ただし、当社がその業務に支障が生ずると認めるときは、この限りではありません。</p> <p>4 第1項(1)の事業所は、必要があると認めるときは、第三種郵便物の差出場所を指定することができます。</p> <p>5 当社は、必要があると認めるときは、定期刊行物提出店を変更していただくことがあります。</p> <p>(第三種郵便物の承認条件)</p> <p>第162条 当社は、次の条件を満たす刊行物について第三種郵便物の承認をします。</p> <p>(1) 毎年4回以上、号を追って定期に発行するものであること。</p> <p>(2) 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。</p> <p>(3) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。</p> <p>2 次に掲げる刊行物は、前項(3)の条件を満たしません。</p> <p>(1) 会報、会誌、社報その他団体が発行するもので、その団体又は団体の構成員の消息、意見の交換等を主たる内容とするもの</p> <p>(2) 全体の印刷部分に占める広告（法令の規定に基づき掲載されるものを除きます。）の割合が100分の50を超えるもの</p>	<p>(第三種郵便物の差出方法の特例)</p> <p>第31条 定期刊行物を内容とする郵便物を第三種郵便物として同時に当社が別に定める通数以上差し出すとする者は、その郵便物を次に定めるところにより差し出していただきます。</p> <p>(1) 郵便物の配達事務を取り扱う事業所（その事業所に併設する郵便局等を含みます。）又は当社が別に定める事業所（同時に差し出すとする郵便物が当社が別に定める通数以上の場合は、発行の都度定期刊行物を提出する事業所（以下「定期刊行物提出店」といいます。）又はその事業所に併設する事業所に限ります。）に差し出すこと。</p> <p>(2) 料金別納、料金後納又は料金計器別納とすること。</p> <p>(3) (1)の事業所が指定するところにより、郵便区番号ごとに分けて差し出すこと。</p> <p>2 前項の規定により第三種郵便物として差し出すとする定期刊行物がその号外又は増刊であるときは、見本としてその定期刊行物1部を添えて差し出していただきます。ただし、その定期刊行物を内容とする第三種郵便物を差し出すとする事業所が定期刊行物提出店であるときは、この限りではありません。</p> <p>3 定期刊行物を内容とする郵便物を第三種郵便物として同時に第1項(1)に規定する通数以上差し出すとする場合において、当社が別に定める方法により差し出すときは、その郵便物を、同項(1)の事業所であって定期刊行物提出店（その事業所に併設する事業所を含みます。）以外のものに差し出すことができず、ただし、当社がその業務に支障が生ずると認めるときは、この限りではありません。</p> <p>4 第1項(1)の事業所は、必要があると認めるときは、第三種郵便物の差出場所を指定することができます。</p> <p>5 <u>第1項(1)の事業所は、必要があると認めるときは、引受けの際、第162条（第三種郵便物の承認条件）に規定する第三種郵便物の承認条件を満たすことを証明する資料を提出していただくことがあります。</u></p> <p>6 当社は、必要があると認めるときは、定期刊行物提出店を変更していただくことがあります。</p> <p>7 <u>定期刊行物を内容とする郵便物を第三種郵便物（当社が別に定めるものに限りません。）として差し出すとするときは、見本としてその定期刊行物（その包装を含みます。）1部を添えて差し出していただきます。この場合においては、第2項に規定する見本の添付を要しません。</u></p> <p>(第三種郵便物の承認条件)</p> <p>第162条 当社は、次の条件を満たす刊行物について第三種郵便物の承認をします。</p> <p>(1) 毎年4回以上、号を追って定期に発行するものであること。</p> <p>(2) 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。</p> <p>(3) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。</p> <p>2 次に掲げる刊行物は、前項(3)の条件を満たしません。</p> <p>(1) 会報、会誌、社報その他団体が発行するもので、その団体又は団体の構成員の消息、意見の交換等を主たる内容とするもの</p> <p>(2) 全体の印刷部分に占める広告（法令の規定に基づき掲載されるものを除き、<u>当社が別に定める刊行物であって、第32条（第三種郵便物に記載等することができる事項）第1項(7)の規定により、外部に広告（法令の規定に基づき掲載されるものを除きます。）を記載し、又は別に記</u></p>

- (3) 1回の発行部数が500部に満たないもの
- (4) 1回の発行部数に占める発売部数の割合が100分の80に満たないもの
- (5) 定価を付していないもの

載して添付する場合には、その広告を含みます。)の割合が100分の50を超えるもの

- (3) 1回の発行部数が500部に満たないもの
- (4) 1回の発行部数に占める発売部数の割合が100分の80に満たないもの
- (5) 定価を付していないもの

附 則 (平成21年2月20日 郵政令第136号)

この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

郵便約款の変更の認可申請の概要及び審査結果
(心身障害者用低料第三種郵便の取扱方法の変更)

平成21年3月2日
総務省

1 変更の認可申請の概要

(1) 変更の趣旨

心身障害者用低料第三種郵便は、心身障害者の福祉の向上を図るという重要な社会政策を目的とした郵便制度であるが、郵便事業株式会社が実施した調査により、不適正な制度の利用実態が明らかになった。

当該不適正利用については、平成 20 年 12 月 26 日に総務省から監督上の命令を発出したところであるが、当該命令に従い、当該制度が適正に運用され、不適正利用事案の再発を防止することを目的として、必要な郵便約款の変更を行う。

(2) 変更の内容

問題点	再発防止策
特別調査を実施中など承認条件の具備について疑義がある場合であっても、承認を取り消すまでは引受けを拒めない（不適正利用を事前に防止できない）。	・引受支店において必要と認めるとき（同時に一定通数以上差出す場合等）は、引受けの際、発行団体に対し有料発売条件具備を確認できる資料の提出を義務付ける。 ・条件具備を未確認の場合は引受けを拒否する。
広告チラシを折り畳んで封筒状にし、その中に冊子を入れることにより、広告掲載量制限を潜脱する例がある。	広告掲載量制限（刊行物の印刷部分の 5 割以下）の対象に封筒等の外装に掲載された広告を含めることとする。

(注) 社内マニュアルの改正は参考のとおり。

(3) 実施予定日

平成 21 年 6 月 1 日（月）

(理由) 既存の制度利用者に対して周知する期間が必要なため。

2 審査結果

申請された郵便約款の変更については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「施行規則」という。）の以下の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理 由
<p>【施行規則第 26 条】 会社は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） 二 実施予定期日 三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 	適	郵便事業株式会社から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。

審査基準	審査結果	理 由
<p>【法第 68 条第 2 項第 1 号】 1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>		

<p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p>	<p>適</p>	<p>変更申請の内容は、 ○引受支店において必要と認めるとき（同時に一定通数以上差し出す場合等）は、引受けの際、発行団体に対し有料発売条件具備等を確認できる資料の提出を義務付ける等であるもの ○第三種郵便物の広告掲載量制限（刊行物の印刷部分の5割以下）の対象に封筒等の外装も含めるもの であり、第三種郵便物の承認に関する事項が適正かつ明確に定められていることから、適当であると認められる。</p>
<p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p>	<p>適</p>	<p>郵便物の引受けの際に、必要に応じ、第三種郵便物の承認を受けた刊行物を発行している団体（差出人）に対して、当該郵便物が承認条件を具備していることを確認できる資料の提出を義務付けるものであり、郵便物の引受けに関する事項が適正かつ明確に定められていることから、適当であると認められる。 郵便物の引受け以外は、従前と同様の取扱いであり変更はない。</p>
<p>ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項</p>	<p>— 変更なし</p>	<p>従前と同様の取扱いであり変更はない。</p>
<p>ニ その他会社の責任に関する事項</p>	<p>— 変更なし</p>	<p>従前と同様の取扱いであり変更はない。</p>
<p>【法第68条第2項第2号】 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>	<p>適</p>	<p>変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。</p>

(参考) 心身障害者用低料第三種郵便を巡る不適正利用について

1 心身障害者用低料第三種郵便の概要

心身障害者用低料第三種郵便とは、心身障害者を主たる構成員とする団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるものであって、郵便事業株式会社の承認を受けたもの。

<他の郵便物との料金比較>

第一種郵便物（封書）	
定形	80 円（広告郵便（最大割引 48%割引） 41 円）
定形外（50g までの料金）	120 円
第三種郵便物	
年 4 回以上発行の定期刊行物	60 円
低料第三種郵便物	
・ 月 3 回以上発行の新聞	40 円
・ 心身障害者団体発行の月 3 回以上発行の新聞	8 円
・ 心身障害者団体発行の定期刊行物	15 円（低料第三種郵便物は 50g までの料金）

2 心身障害者用低料第三種郵便を巡る不適正利用に係る経緯及びこれまでの対応

- 平成 20 年 9 月下旬～ (郵) 郵便事業株式会社において調査開始（国会質疑を受け）
- 10 月～ 朝日新聞等により、心身障害者用低料第三種郵便の不適正利用に関する報道
- 12 月 1 日 (総) 郵便事業株式会社法第 13 条第 1 項に基づく報告徴求の発出
- 12 月 24 日 (総) 郵便事業株式会社から報告受理
- 12 月 26 日 (総) 監督上の命令・報告徴求の発出（21 年 3 月末までに改善措置等について報告を求める）
- (郵) 不適正利用の元承認団体（16 団体）に料金差額請求
- ・ 内容証明郵便により請求書を送付（通数が特定できた総額約 49 億円（19.4～20.10））
 - ・ 法的措置について、現在、会社内で検討中（訴訟予定）

3 郵便事業株式会社の調査の概要及び結果 (H20. 12. 24 付け郵便事業株式会社の報告書抜粋)

①概要

承認条件である有料発売部数が80%以上の条件が満たされているかについて、心身障害者用低料第三種の承認刊行物全217件について調査。

②調査結果

		不適正利用		適正利用	調査継続
		承認取消	廃刊		
先行調査分	大口 16 件	11	5		
	上記以外 5 件		1		4
調査継続	196 件				196

(注) 大口は年間 100 万通以上。調査継続分は、現在取りまとめ中

4 不適正利用の発生原因

①定期調査等の制度不備

- ・号外、増刊号は定期調査（年1回実施）対象外であるため、大量差出は号外、増刊号を中心に行われた
- ・特別調査の実施のため、差出物数が発行物数から大きく乖離するなど不審な点がある場合には、支店から支社に報告することとなっているが、殆ど行われていない
- ・特別調査実施の定量基準が不明確なため、機動的に実施されていない

②調査事項の不徹底

有料発売物数の承認条件確認資料が不明確

③その他（現行の承認条件には合致しているもの）

広告チラシを折り畳んで封筒状にし、その中に心身障害に関する冊子を入れることにより、実質的なDMが低料第三種郵便として差し出されていた例がある。

5 命令の内容（H20.12.26 付け発出）

- 調査制度の検証を行い、万全な確認体制確立のために、制度上不足している事項がある場合には、**速やかに、郵便約款の変更、業務マニュアルの見直し等の整備を図ること**
- 社員に対する当該制度及び適正運用の重要性に係る教育の徹底を行うとともに、定められた業務手続きを遵守する体制の整備を図ること
- その他、当該制度の適正運用のための必要な措置を講じること

6 その他の改正（社内マニュアル等の改正（H21.3.1までに実施済み））

問題点	再発防止策
1 適正な業務手続の徹底	
社内マニュアル及び発行団体向け利用の手引きにおいて、 <u>有料発売割合を証明する資料が明確でなく、会社で適確に確認ができていなかった</u> *販売方式には、年会費、発行毎に料金を収納、書店での販売等の方式があり、有料販売を証明する資料も異なる。	販売方法に応じたパターンごとの提出資料の種類及び内容を、マニュアル及び発行団体向け利用の手引きにおいて明確化。（また、提出資料（又は写し）を次回調査時まで保存し、事後的な検証に対応。）
2 特別調査（必要が認められる場合に随時行う調査）の徹底	
<u>定期調査の対象外である号外・増刊の号において不適正利用がおきた。</u>	特別調査を、機動的かつ確実に行うことにより、号外・増刊に対する調査を適時に実施。
社内マニュアルに規定されている「 <u>大量差出しがあったことを支店から支社へ報告する</u> 」ことが行われておらず、DMを内容とする郵便が低料三種として大量に差し出されたことを把握できていなかった。 また、大量差出を把握できても、 <u>特別調査を適時にしていなかった。</u>	支店からの報告を徹底。 支社において、差出の状況をシステム上でモニタリングできるようにする。 特別調査の定量的基準を設定し、上記の報告・モニタリングの結果に基づき、支社において特別調査を適時に実施。 *定量的基準（案）…月間想定発行部数（承認時の発行部数等×月間発行回数）を基にした差出通数基準
3 団体・発行物の適格性に関する証明の徹底	
<u>心身障害者団体であること等の証明書の発行主体は、公共機関となっているが、社内マニュアル及び発行団体向け利用の手引きにおいて、明確になっておらず、証明主体と認められない民間組織である社会福祉協議</u>	証明書の発行主体となる公共機関を厚生労働省又は地方公共団体に明確化する。

<p>会が<u>証明書</u>を発行していた例がある。</p>	
<p>心身障害者団体及び刊行物が承認後も<u>適格性を維持しているかどうかの確認</u>ができていない。</p>	<p>第三種郵便物の承認後定期的（3年毎）に、支社から発行人に対し、公共機関発行の<u>証明書の提出</u>を義務付ける。</p>
<p>4 内部監査の徹底</p>	
<p>社内マニュアルに違則する取扱いがあった。</p>	<p>再発防止策の適確な実施を含め、心障者用低料第三種の運用に係る内部監査を実施し、正規運用を徹底。</p>